

後発福祉国家における雇用保障政策—韓国を選択

金 成 垣

概 要

本研究は、西欧諸国や日本などの先発福祉国家における完全雇用政策との比較から、後発福祉国家としての韓国における雇用保障政策を分析したものである。分析の結果、韓国の雇用保障政策の特徴は、①サービス産業、とくに社会サービス分野で、②社会的企業というサードセクターを主な担い手とした、③経済成長の政策理念を含まない（含めない）雇用創出・拡大の政策であるということが明らかになった。このよう特徴は、20世紀の工業化時代に製造業分野で、経済成長をめざしながら民間企業での雇用の創出・拡大をすすめてきた西欧諸国や日本の完全雇用政策とは確かに異なったものである。これは、韓国がそれらの国に比べて遅れて、経済のグローバル化によって国内製造業が衰退しつつある21世紀の脱工業化時代において、福祉国家体制の整備に乗り出したがゆえにあらわれたものであるにちがいない。この後発福祉国家における雇用保障政策のあり方を、先発福祉国家における「20世紀型完全雇用政策」と区別される「21世紀型完全雇用政策」として位置づけることができよう。

キーワード

後発福祉国家、雇用保障、社会保障、社会的企業、21世紀型完全雇用政策

はじめに

本稿では、20世紀末に遅れて福祉国家体制の整備に乗り出した韓国が選択した、あるいは選択をせざるを得なかった雇用保障政策のあり方を、後発国の文脈から検討することを目的とする。より具体的にいえば、西欧諸国や日本など、20世紀前半の戦間期あるいは戦後直後に福祉国家体制を整備した先発国における雇用保障政策、なかでも完全雇用政策との比較から、韓国の雇用保障政策の特徴を明らかにすることである。

このような問題関心は、韓国の福祉国家に関する従来の研究ではほとんど注目されることがなかった¹⁾。多くの研究が、雇用保障と社会保障という福祉国家体制の両軸のうち、

主に後者の社会保障のみに分析の焦点を置いてきたからである。もちろん、生産主義レジーム論（Holliday 2000；Holliday& Wilding 2003）や開発主義福祉国家論（Kwon 2005；鄭武権 2006；チョン・ムグォン 2007）などでは、経済開発政策のような雇用関連の政策をとりあげることはあった。しかしそこにも重大な問題がある。

すなわち、それらの議論で分析している経済開発政策は、あくまで経済の拡大や産業の発展あるいはそれによる先進国へのキャッチアップをめざすものであって、「雇用の創出と拡大を最大の目標とした経済成長政策＝完全雇用政策」ではない。この完全雇用政策は、資本主義の歴史的な展開過程において、福祉国家体制の整備段階ではじめてあらわれるものであり（宅美 1994；馬場 1997）、社会保障と並んだ雇用保障として、福祉国家体制の核心政策に位置づけられるものである（Mishra 1999；岡本 2007；田多 2010）。この意味において、生産主義レジーム論や開発主義福祉国家論でとりあげている経済開発政策は、福祉国家体制が整備される以前のものといえるが、それを福祉国家体制における完全雇用政策と比較することはできない。韓国で完全雇用政策と比較できる、つまり雇用の創出・拡大を最大の目標とした雇用保障政策がはじめてあらわれたのは、やはり福祉国家体制が整備された 20 世紀末以降のことである。

このような問題関心にもとづいて、まず第 1 節においては、本論に入る前に、福祉国家体制をとらえる視点を提示したうえで、韓国で福祉国家体制が整備されるようになった 1997・8 年の経済危機の状況を概観する。次に第 2 節では、主に雇用保障政策に焦点をあてて、その展開過程と具体的な内容を検討する。最後に第 3 節では、国際比較的な視点から雇用保障政策の特徴を整理しつつ、福祉国家体制のもう 1 つの軸である社会保障政策との関連を視野に入れて、後発福祉国家としての韓国の特徴を探る。

I. 福祉国家体制の整備

1. 福祉国家をとらえる視点

福祉国家は、資本主義と切り離して考えることはできない。というより、かつて K. Polanyi (1957) が資本主義の歴史を、19 世紀の自由放任体制から 20 世紀の福祉国家体制への「大

1) これまで韓国（を含む東アジア諸国）の福祉国家体制については、後発福祉国家という視点からさまざまな議論がなされてきた。たとえば宮本（2003）、武川（2007）の第 8 章、金成垣（2008）、李蓮花（2011）などがある。しかしながら、本文中でも述べているように、これらの研究においては、主に社会保障政策が中心であった。

転換」ととらえたように、福祉国家は、資本主義の歴史のなかの一形態といえる。20世紀以降の資本主義が「福祉資本主義」(Esping-Andersen 1990)あるいは「福祉国家資本主義」(田多 1994)と呼ばれるゆえんである。

とすれば、20世紀の資本主義がそれ以前と何が違うかということが、福祉国家を捉える核心ポイントとなる。20世紀前半に先進諸国においては、戦争や恐慌により、社会の安定を脅かすほどの大量の失業者や貧困者が発生した。この失業・貧困問題は、資本主義の根幹をなす「労働力の商品化」の矛盾を露呈するものであったが、そこで国家はその解決のために、以前とは異なり経済過程に全面的に介入せざるを得なかった。その介入の仕方は、次のようなものであった。

すなわち、失業して貧困に陥っている者に対しては、一方では、失業対策事業や公共事業、さらには完全雇用をめざす経済成長政策を実施して雇用の機会を提供し(①)、他方では、それでも生活を維持できない場合には、公的扶助制度などの扶助原理の制度を通じて直接所得を保障した(②)。それと同時に、現に雇用されている者に対しては、一方では、大量の失業者の存在による労働条件の悪化を防ぐために労働基本権の承認また最低賃金法や労働基準法の制定などを通じて労働条件を確保し(③)、他方では、起こりうる仕事の中断や所得の喪失に備えるために各種社会保険制度を整備した(④)。

これら諸政策・制度のうち、①と③が「雇用保障」として、②と④が「社会保障」として1つのセットとなり、「労働力の商品化」の矛盾を是正する機能を果たすこととなったのである。これが、以前にはみられなかった20世紀以降における資本主義の新しさである。

要するに、福祉国家体制というのは、国民の生活あるいは生存を「労働力の商品化」に任せるのではなく、雇用保障と社会保障との連携を通じて、それを直接保障することをめざす国家体制と定義することができる。

歴史的にみると、西欧諸国や日本など多くの先進国において、戦間期あるいは戦後直後まで、雇用保障と社会保障を両軸とする福祉国家体制が成立し、その後長い歴史のなかで展開されてきた。もちろん、雇用保障と社会保障を構成する制度・政策の具体的な中身やそれらの連携の仕方は、各社会においてまた各時代において異なってくる。

ところで、韓国において、以上のような雇用保障政策と社会保障政策が整備されたのは、他の先進国に比べると非常に遅い。以下でみるように、1990年代末のアジア経済危機に発生した大量失業・貧困問題によってはじめて福祉国家体制の構築に乗り出すことになる。

2. IMF 危機における福祉国家体制の整備

1990年代後半まで韓国政府は積極的に失業や貧困問題への対処に取り組んだことがな

い。1960年代半ばから経済開発政策による高度経済成長がつづくなか、失業・貧困問題が顕在化したことがなかったからであろう²⁾。しかしながら、IMF危機と呼ばれた1990年代末の経済危機のさいに、韓国では前例のない大量の失業者や貧困者が発生し、そこで政府はその対処に乗り出さなければならなくなった。その出発点となったのが、1998年から2002年にかけて実施された「総合失業対策」であるが（労働部 2002：ファン・スギョン他 2010）。たしかにそこには、上記の雇用保障と社会保障の両方が含まれていた³⁾。

雇用保障に関していえば、一方では、仕事を失った人々のために公共勤労事業や創業支援⁴⁾また企業への雇用支援金の支給などを行うことによって雇用の機会を提供し、他方で、雇用されている人々のためには、解雇・派遣濫用防止策の実施、労働組合の結成や政治活動の許容、最低賃金法の全企業への適用⁵⁾などによって、労働条件の確保や雇用の安定化をはかった。IMF危機の当時、毎日100以上の企業が倒産する状況が数ヶ月もつづき、生き残った企業でも激しいリストラがすすめられるなか、前者の雇用安定策や労働条件の確保策はうまくいかず、政府の財政投入によって直接的に雇用機会を提供する前者の諸政策がより大きな役割を果たしたといわれる（労働部 2003：17-21）。いずれにせよ、それらの政策を通じて、できるかぎり雇用を守ろうとしたが、それでも雇用の場が提供されない人々やそれらの雇用でも生活が維持できない人々がいて、彼（女）らのためには社会保障政策による支えが必要であった。

その社会保障においては、主に雇用保険と公的扶助の改革が課題となっていた。雇用保険に関していえば、それまで30人以上の企業のみを対象としていた制度を改革して、すべての企業をカバーすることとなった。公的扶助においては、高齢者や児童など労働無能力者のみを対象としていた既存の生活保護制度を廃止し、新しい公的扶助制度として、労働能力をもった者をもその対象とする国民基礎生活保障制度を創設した。これにより、短期失業者は失業保険で救済し、長期失業者や貧困者は公的扶助で救済するという社会保障

2) もちろん、この時期に失業・貧困問題が発生していなかったわけではない。たとえば、イ・ヘギョン（2006：49-51）は、1970年代の高度経済成長期を「重化学工業化と不平等の拡大」の時期と特徴づけている。ただし、軍事独裁政権の抑圧的な統治によって、失業・貧困問題が水面下でとどまっていたといえよう。1980年代以降、しばらく同様の状況がつづいていた。

3) IMF危機をきっかけとした韓国における福祉国家体制の成立過程については金成垣（2008a）を参照されたい。

4) IMF危機のさいに、この創業支援はもっとも重要な政策の1つであった。なかでもIT産業などの知識基盤産業を中心とした「ベンチャー企業育成」や自営業を中心とした「小工商人創業支援」が非常に活発に行われていた。これらの政策による雇用創出効果も非常に大きかったが、しかし2000年初頭になると、「ベンチャー・バブル崩壊」や「自営業の過剰」といった状況のなかで、これら創業支援政策についての批判が高まり、政策の焦点が、「創業支援から経営安定へ」と変わっていった（ファン・スギョン他 2010：157）。

5) 韓国の最低賃金制度は、1988年に10人以上の製造業を対象としてスタートした。その後、1989年には10人以上の鉱業・建設業、1990年には10人以上の全産業、1999年9月には5人以上の全産業、2000年には1人以上の全産業へと徐々に拡大していった。

制度の基本的な仕組みがつくられた。さらにいえば、雇用保険や公的扶助の改革が行われるなか、「総合失業対策」の枠外ではあったが、それらの改革との関連で「第1次社会保障長期発展計画」が打ち出され、年金や医療を含む社会保障制度の全体的な改革が急速にすすみ、国民皆保険・皆年金体制の成立に至った。

これらの一連の政策展開により、1990年代末のIMF危機以降、韓国で雇用保障と社会保障を両軸とする福祉国家体制の整備がスタートすることになったのである。ちなみに、公共勤労事業や創業支援また企業への雇用支援金の支給などの雇用保障政策が、危機克服のための応急的あるいは臨時的な措置であったとすれば、雇用保険と公的扶助の改革また国民皆保険・皆年金体制の成立は、経済危機をきっかけとした社会保障制度の体系的整備であったといえる。

いずれにせよ、IMF危機をきっかけとした以上のような福祉国家体制の整備が、当時の失業・貧困問題の多くの部分を解決し、国民の生活安定に重要な役割を果たしたことは間違いない。2000年代初頭に入ると、「IMF早期卒業」がいわれたように、各種経済指標が回復に転じつつ、韓国経済は早いスピードで危機から抜け出した⁶⁾。公共勤労事業や創業支援また企業への雇用支援金などの雇用保障政策は、この頃から縮小あるいは廃止されていく。

3. IMF危機後における雇用保障政策

しかしながらその後、経済のグローバル化による国際競争の深化とそれに対応するかたちでの労働市場の柔軟化や企業の構造調整が激しくすすめられるなか、雇用情勢は改善されず、むしろ悪化一辺倒となっていた。とくに非正規職など不安定な雇用の増加やそれによる所得分配の悪化などが深刻な社会問題となったが⁷⁾、そこで政府はその問題に対処するために、ふたたび各種の雇用保障政策を打ち出すことになった。「中期雇用政策基本計画」(2003年)、「雇用創出総合対策」(2004年)、「国家雇用戦略」(2006年)、「経済難局克服総合対策」(2008年)などをつぎつぎと樹立・推進していき、最近には、それらの諸対策をふまえて「2020国家雇用戦略」(2010年)の発表に至っている⁸⁾。これらの諸政策・戦略は、

6) 1997年末のIMF危機によって、GDPは1996年の5,183億ドルから1998年の3,130億ドルまで急落し、経済成長率は同期間に6.8%から-6.7%まで落ち込んだ。1人当たりのGNPも11,380ドルから6,742ドルまで減少した。失業率は最高のときに8.6%まで上がっていた。しかし「IMF早期卒業」が言われた2000年代初頭になると、GDPは4,000億ドル台へ、経済成長率は4~5%台へと戻り、失業率も3%台へと急減するなど、各種経済指標が回復に転じた。

7) この点については環日本海経済研究所(2010)の第1・2章、横田(2011)などを参照されたい。

8) 2000年代以降、とくに若者の失業・貧困問題が注目されることになり、若年層をターゲットとした雇用創出

IMF 危機のさいの「総合失業対策」と類似の側面をもちつつも、中長期計画にもとづく経済成長政策によって、より積極的に雇用の場を拡大しようとする雇用創出政策であるという点で、短期的な失業対策中心の「総合失業対策」とは明確に区別されるものである。ここで注目したいのは、このような雇用創出政策の展開にみられる韓国の雇用保障政策の特徴は何かという点である。しばしば福祉国家体制の核心政策として、社会保障政策とともに完全雇用政策がとりあげられるように（Mishra 1999；岡本 2007；田多 2010）⁹⁾、福祉国家体制のなかでは、高成長部門の産業に対する保護育成政策によって経済成長をはかりながら、そこでの雇用を創出・拡大することで完全雇用がめざされるのが一般的である。上記の韓国の雇用創出政策も基本的にはそうであった。しかしながら、その具体的な中身は、西欧諸国や日本など他の国にみられた完全雇用政策とは異なるものであった。前もって指摘しておけば、20世紀の製造業を中心とした工業化時代に福祉国家体制を整備したそれらの国とは異なり、韓国の場合、その時代が終わりつつ、脱工業化あるいはサービス産業時代に福祉国家体制の整備に乗り出したがゆえに、それらの国々とは異なるあり方の政策をとらざるをえなかったことになる。

このような点を念頭におきながら、次の第2節では、主に2000年代以降における雇用創出政策を中心に韓国の雇用保障政策の展開過程とその内容を詳しく検討することにする。社会保障については、雇用保障とのかかわりで最後の第3節でふれたい。

II. 雇用保障政策の展開

1. 「雇用創出総合対策」

既述したように、2000年代初頭以降になると、IMF危機のときの臨時的な失業対策事業を超えて、中長期計画にもとづくさまざまな雇用創出政策が展開されることになる¹⁰⁾。そ

政策も積極的に推進されることとなった。その代表的なものをとりあげると、「青年失業総合対策」（2003年）、「青年雇用促進対策」（2005年）、「海外就業促進対策」（2006年）、「高卒以下青年層雇用促進対策」（同年）、「青年失業補完対策」（2007年）、「グローバル青年リーダー養成計画」（2008年）、「青年雇用追加対策」（2009年）、「青年雇用総合対策」（2010年）等々がある。なお、2000年代に入ってから若年層の失業・貧困問題の状況、その対策の内容や評価については金成垣（2011）を参照されたい。

9) R. Mishra（1999：18）は、「完全雇用が戦後の福祉国家の核心的な土台であったことは、論証の必要もない確かな事実である。そしてそれは貧困を除外するためのベヴァリジ福祉改革の基本的な仮定の1つでもあった」と述べている。

10) じつは、危機直後の1998年から「総合失業対策」が毎年更新・実施されるなか、2000年代初頭に入ると、その対策の方向転換が求められていた。2002年の「総合失業対策」には次のようなことが述べられている。

れが本格的にはじまったのは2003年以降である。

2003年は、1998年から2002年までの金大中政権が終わり、新しく盧武鉉政権（2003～2007年）が登場した時期であった。同政権は、執権初期から「雇用創出を政府政策の最優先課題と設定する」（労働部2005：3）という目標を掲げながら、そのための各種計画や対策を発表していった。2003年後半に「中期雇用政策基本計画」（2003年10月）を発表し、同年末には「雇用づくり社会協約基礎委員会」（同年12月）を設置して、労使政のあいだで雇用創出のための本格的な議論をはじめた。翌年の2004年初頭には、委員会での議論にもとづいて「雇用づくり社会協約」（2004年2月）を締結するとともに、国政の核心政策として「雇用創出総合対策」（2004年2月）を発表した。

その後、同対策にもとづいて、さまざまな事業・政策が展開されるなか、2006年には、単に雇用の分野だけでなく、それと福祉や教育の分野との連携によって「成長－雇用－分配の好循環構造」を作り出すことを目標とした、より包括的な政策構想として「国家雇用戦略」（2006年11月）を発表する。ただし、同戦略のなかに示された雇用政策の大部分は、2004年の「雇用創出総合対策」に準ずるものであった。

ここで、政府の報告書から2004年の「雇用創出総合対策」の具体的な内容を検討してみよう（関係部処合同2004）。

報告書はまず、同対策を樹立するに至った主な背景として、「労働節約的な技術進歩、産業構造の変化などによって成長にともなう雇用創出能力が弱体化している」という、「雇用なき成長」ともいえる雇用情勢の悪化を指摘し、このような雇用情勢のなかで、「経済成長が自ら雇用を生み出すという従来の思考から離れて、経済・労働政策全般を雇用創出の観点から再検討しなければならない」という同対策の基本的な問題意識を出している。そのうえ、「製造業や農業における雇用の需要は著しく減少し、他方で、サービス産業における雇用の需要が増加している」という現状認識、そして今後も「サービス産業が主導する雇用創出構造が持続していく」という将来展望を示しながら、具体的な政策構想を見出している。

<表1>は、報告書にもとづいて同対策の基本構想を整理したものである。簡単にみても、まず対策全体は、経済成長政策および産業育成政策を通じて民間企業における雇用の創出を促す「雇用創出動力の拡充」という政策領域を主軸として設定し、それを補完

「1999年以降、失業状況は安定化している。しかし……若年層の失業率の増加、常用勤労者の減少および臨時・日雇勤労者の増加、長期失業者の増加などは改善されていない。政府はこのような労働市場の状況を考慮して、2002年の失業対策の基本方向を、……これまでの『量的な失業減少』という失業対策から『質的な雇用安定』にもとづく雇用安定対策へと転換する」（労働部2003：21；127）。ここにみられるように、2000年代初頭に入って、IMF危機のさいに失業対策事業として行われていた短期的な雇用の提供ではなく、持続的で安定的な雇用の創出が重要な政策課題として登場していたといえる。

するかたちで、政府の財政支出を通じて直接的に雇用を提供する「追加的雇用の発掘」という政策領域を副軸として設定している。そして、おのおの政策領域における具体的な政策課題として、前者においては、「産業構造の高度化とそれによる経済成長」を目標に「サービス産業において雇用を最大限に創出し、既存基幹産業の競争力強化によって製造業の雇用を維持する」こと、後者においては、「経済・社会環境の変化に対応した追加的な雇用の発掘」を目標に、「ワークシェアリングを支援し、中小企業への就職を誘導し、……社会・福祉分野における雇用を拡充する」ことが示されている。それぞれの政策課題における主要政策・事業の内容については<表1>を参照されたい。

<表1> 「雇用創出総合対策」(2004年2月)の基本構想

政策領域	政策課題	主要政策・事業内容
雇用創出 力の拡充	サービス産業の競争力強化	物流・流通などの事業支援、IT基盤新産業や文化・観光・レジャー産業の育成
	既存基幹産業の競争力強化	電子・半導体・自動車などにおける新技術開発の支援、中小・ベンチャー企業の育成、SOC建設投資の拡大
	新成長動力の基盤拡充	規制緩和などによる外国人投資誘致の強化、地域別産業クラスターの造成による地方での雇用創出
追加的雇用 の発掘	ワークシェアリングの推進	中小企業労働時間短縮や交代勤務制の支援金支給
	中小企業への就業誘導	中小企業専門職活用の奨励金支給や中小企業労働環境改善の支援金支給、中小企業の長期勤務者に対する各種優遇措置
	社会・福祉分野での雇用創出	教育・保健・福祉・環境サービス分野における社会的雇用への財政投資、自活動労働事業の拡充

資料：関係部処合同（2004）から作成

以上のような構想からなる「雇用創出総合対策」であるが、そのもつ主な意義あるいは特徴は次のように整理できよう。

まず第1に、同対策によって、従来とは異なり、政府の積極的な雇用創出政策が推進されるようになったことが大きな意義をもつ。上でも指摘したように、これまで韓国政府は、雇用の創出と拡大を最大目標とした政策を推進したことはない。1960年代前半からの経済開発5カ年計画、1982年からの経済社会発展5カ年計画、また1993年からの新経済開発5カ年計画などみると、一貫して「先成長・後分配」といった原則が貫徹されていて、そこに戦後の先進諸国に共通してみられた「ケインズ主義と略称される、財政金融政策を通じた雇用維持拡大思想」(馬場 1997: 225) はけっして見当たらない。1950年代半ばから本格的にはじまった日本の長期経済計画(1955年の経済自立5カ年計画や1960年の国民所得倍増計画など)のなかで、完全雇用が最大の政策目標として掲げられていたこととも、非常に対照的である。しかしここにきてはじめて、韓国政府は従来の考え方から離れて、雇用創出を政府政策の最優先課題として掲げることになったのである。

第2に、このように政府が積極的に雇用創出政策に乗り出すこととなった背景にも注目

すべきである。「雇用なき成長」ということであるが、たしかに当時、同報告書のみならず、政府機関の経済・労働関係の各種白書や研究機関の調査・研究報告書のなかで、韓国における雇用情勢の長期的な趨勢として、「雇用なき成長」が指摘されていた。IMF 危機後に経済成長率や失業率などの各種経済指標が急速に回復に転じたものの、就業率つまり経済活動人口に占める就業者の割合は、回復というところか、むしろ悪化しつつある状況がみられたからである¹¹⁾。その主な要因としては、経済のグローバル化によって国内製造業の衰退が顕著にあらわれ、それによって急速な脱工業化あるいはサービス産業化がすすんでいたことがあげられる（ジョン・ビョンユ他 2005a；2005b；ホ・ジェジュン他 2007）。いずれにせよ、この「雇用なき成長」の問題への対応が当時、政府のもっとも重要な課題のひとつとして登場したわけであるが、同対策は、そのために打ち出されたものなのである。

第3に、このような背景から生まれた同対策では、雇用の創出と拡大のための具体的な政策課題として、サービス産業の育成や発展がその核心目標としてとりあげられていた。「雇用なき成長」という雇用情勢からも示されているように、同対策が打ち出された21世紀初頭は、製造業の衰退とサービス産業化がすすむ時代に突入していた。このような状況のなかで、雇用の創出を、かつての製造業ではなく、新しく台頭するサービス産業に求めざるをえなくなったのである。たしかに上記の「サービス産業における雇用を最大限に創出し、既存基幹産業の競争力強化によって製造業の雇用を維持する」という政策課題にもみられるように、サービス産業に対しては積極的な雇用創出の期待が示され、他方で、既存の製造業に対しては雇用維持という消極的な期待しか示されていない。

以上のような特徴をもって2004年から推進された「雇用創出総合対策」のなかには、「2008年まで200万の雇用創出」という具体的な数値目標も提示され、この目標の達成に向けて、その後さまざまな政策や事業が展開されていく。その過程で、同対策の核心政策としてとくに注目されるようになったのが、以下でみる「社会的雇用」事業である。この社会的雇用事業からは、上記の諸特徴にくわえ、「雇用創出総合対策」のさらに重要な意味を見出すことができる。

11) IMF 危機から最近までの就業率の推移を簡単に紹介しておこう。IMF 危機によって56.4%まで落ち込んだ就業率は、その後急回復したものの、危機前の水準には至らず、59%台にとどまっている。若年層の状況はさらに悪い。すなわち、15～29歳と15～29歳とも、2000年代に入り就業率が年々下がっており、2010年の時点で、それぞれの年齢層で23.0%と40.3%となっている。IMF 危機の真只中の1998年に27.1%と40.6%であったことからすると、今日の方がより深刻な状況になっている。ちなみに、この若年層の就業率はOECD 諸国のうち最低の水準である。

2. 核心政策としての「社会的雇用」事業

社会的雇用事業は、保健福祉、環境、文化・教育などの社会サービス分野において、雇用を創出・拡大していく事業をさす¹²⁾。同事業は、2003年の後半から徐々にはじまったものであるが、「雇用創出総合対策」の実施初期から、当時の産業構造や労働市場の状況を反映するかたちで、同対策の主要政策として注目されるようになった。『2004年版労働白書』には次のようなことが述べられている。

「政府では、2008年まで200万の雇用を創出することを、国政の主要目標として推進している。しかしながら、近年、我が国の経済成長率は持続的な減少趨勢にあり、IT技術の発達、産業構造の変化および企業の常時的構造調整などによって、民間企業の雇用創出力は著しく弱まっている。その一方で、現代社会は急速な高齢化および女性の経済活動参加によって、福祉・看病、保育・託児などのサービスに対する需要が急増しており、このような社会サービス分野は、製造業より雇用吸収力が高らかに高いにもかかわらず、我が国の場合、この分野における雇用が先進国より非常に低い状況である。よって、民間企業と公共部門では創出しにくい社会サービス分野での雇用を、非営利団体を通じて創出する積極的な雇用政策として、社会的雇用の創出事業を実施している」(労働部 2004：141)

このように、民間企業における雇用の拡大が大きく期待できない経済的状況のなかで、またサービス産業、とくに社会サービス分野に対する需要が増えている社会的変化を反映するかたちで、それら社会サービス分野における雇用創出策として、社会的雇用事業に期待が寄せられることとなったのである。この社会的雇用事業は、主に社会サービスを提供する非営利団体に財政的支援を行うものであったが、『2005年版労働白書』においても「わが国に不足している社会サービス分野を育成・支援し、国民の生活の質を向上させるとともに雇用を創出する社会的雇用事業が、最近新しい概念の雇用政策として強調されている」(労働部 2005：24)とされ、その後も同事業の重要性はますます増していく。

実際、2003年後半に労働部を中心としてスタートした同事業は、2004年には教育部、福祉部、女性部、文化部、環境部が加わり5つの部処で取り組むことになり、2005年に

12) 労働白書によれば、「社会的雇用は、社会的に有用であるが、低い受益性のため市場では十分に供給できない社会サービス分野での雇用を意味し、主要事業分野としてはなどがある」とされる(労働部 2004：141)。なお、社会的雇用について日本語で書かれた論文としては株本(2006)がある。

<表 2> 社会的雇用事業の推進内容

類型		事例
自立志向型		・社会的雇用創出事業
社会サービス提供	障害者支援	・障害児教育補助員事業, 傷害児巡回教育支援, 大学障害学生ヘルパー支援 (教育部) ・重症障害者活動補助 (福祉部)
	保育・教育	・地域児童センター運営事業 (福祉部) ・保育施設支援, 子育てヘルパー, 脆弱階層家族養育 (女性部) ・放課後教育 (教育部)
	看病	・訪問ヘルパー事業, 独居高齢者ヘルパー派遣, 高齢者ヘルパー・パウチャー, 産母・新生児ヘルパー (福祉部)
	環境	・生態優秀地域雇用創出 (環境部) ・森整理事業 (山林庁)
	文化・体育	・演劇国楽映画パート講師, 脆弱階層文化芸術教育, 生活体育指導, 高齢者体育活動支援, 図書館など文化施設延長運営 (文化部)
	青少年支援	・青少年放課後支援, 青少年同伴者プログラム, 青少年指導人材運営 (青少年保護委員会)
その他	・地域福祉サービス核心事業 (福祉部)	

資料：労働部（2007）から作成

は7つ、2006年には8つ、そして2007年には11つの部処まで拡大した。政府の財政面における支出拡大も著しい。2003年に73億ウォンであったのが、2005年には1,691億ウォンへ、2007年には12,945億ウォンへと、この5年間の財政支出の増加はおおよそ180倍にも達している（労働部 2007：39）、この大幅な財政支出の増加からして、この社会的雇用事業が、盧武鉉政権の雇用創出政策における核心政策の1つであったとも評価されている（ユン・ヨンジュン／ソ・ジェマン 2010）。

その代表的な事業内容は<表 2>に紹介しているが、ここで重要なことは、「雇用創出総合対策」の核心政策としての社会的雇用事業が、じつは、同対策のなかで主軸として設定していた「雇用創出動力の拡充」、つまり「サービス産業部門における産業育成政策を通じて民間企業による雇用の創出を促す」という政策領域ではなく、それを補完するかたちで副軸として設定していた「追加的雇用の創出」、つまり「政府の財政支出を通じて直接的に雇用を提供する」という政策領域のものとして行われていたということである¹³⁾。当初は、社会的雇用事業に対しても、民間企業の役割を強調することもあったが¹⁴⁾、「社会サービス部門は、……市場失敗の可能性が高いため、政府の政策的介入が適切に行われる必要がある」（労働部 2006：43）という認識が強まり、社会サービスを提供する非営利団体の人件費や事務・運営費に対する政府の財政支援が強調されるようになった。副軸に属

13) 具体的には<表 1>の、「追加的雇用の発掘」の政策領域における「社会・福祉分野での雇用創出」の政策課題のうち、「教育・保健・福祉・環境サービス分野における社会的雇用への財政投資」にあたる。

14) 「雇用創出総合対策」の基本構想においては、社会サービス業の競争力強化のために、「教育・保育・医療などの社会サービス業は、進入・価格規制緩和などを通じて開放と競争を拡大する」という目標が述べられている（関係部処合同 2004：6）。

していた社会的雇用事業が、むしろ同対策の核心になったわけであるが、このようにみると、「雇用創出総合対策」は、その出発の段階においては、経済成長政策および産業育成策を通して民間企業による雇用の創出を促すということを目指していたものの、実際には、政府の財政支出による直接的な雇用の提供が中心となって展開されたことになる。これは、製造業を中心とした工業化時代とは異なり、サービス産業時代において雇用を創出・拡大しようとするときの、政府のやむを得ない政策選択であったといえよう。

3. 「社会的企業育成法」の成立とその後の展開

2003年後半以降、各種の社会的雇用事業が展開されるなか、それらの事業が安定的で持続的な雇用ではなく、政府の財政に依存した低賃金・短期間の雇用しか創出できないという批判も提起された（労働部 2007：39；労働部 2011：62）。そこで政府は、社会サービスを提供する非営利団体への個別的な支援ではなく、諸団体間のネットワークによる「広域型事業」や民間企業との協力による「企業連携型プロジェクト」などの新しい事業を実施しながら、このような事業を持続可能な雇用創出政策へと発展させようとし、ヨーロッパの社会的企業モデルを取り入れた「社会的企業育成法」の制定を推進することとなった¹⁵⁾。

2005年に労働部を中心に他の関係部処と民間専門家などから構成される「社会的雇用タスクフォールチーム」を設置し、十数回にわたって議論を重ね、同年末に方案をつくりだした。2006年にはそれを議員立法として推進しながら、また新しく「社会的企業育成戦略」を発表するなどのプロセスをへて、翌年の2007年初頭に「社会的企業育成法」の成立に至った（2007年7月施行）。この法律の制定によって、社会的雇用事業がより本格的に展開されることとなったが、何より重要なことは、社会的企業がその社会的雇用事業を含む雇用創出政策の主な担い手となったことである。その後、以前からの社会的雇用事業を持続しながらも、社会的企業に対して人件費や運営費はもちろん、設立・運営に必要な敷地購入費・施設費の支援、法人税・所属税の減免、経営コンサルティング等々の育成・支援政策を通じて、そこでの雇用を創出し拡大していくことが、政府の主要政策目標となっていく（労働部 2009：511-513）。

ところで、2008年になると、政権が代わり、現在の李明博政権が登場した。同政権においても、依然として雇用情勢の回復がもっとも重要な政策課題としてとりあげられていた（労働部 2010：15）。ただし、2008年の政権交代は、与野党間の政権交代ということも

15) 雇用労働白書（2011：62）によれば、「社会的企業とは、社会的目的を優先的に追求し、財貨・サービスの生産・販売などの営業活動を遂行する組織である」と定義されている。

あって、李明博政権の政策基調は、以前の盧武鉉政権とは非常に異なっていた¹⁶⁾。とくに「韓国型ニューディール」ともいわれた広域経済圏の開発やそのためのインフラ構築、また道路・港湾の開発などの政策推進にみられるように、政府の財政支出による直接的な雇用の提供をできるだけ回避しつつ、経済成長や景気の活性化をすすめることで民間企業による雇用の創出と拡大がめざされていた。そこには、工業化時代における経済開発政策の色合いも強くみられていた。

しかしながら、2008年後半に発生したリーマンショックによって雇用情勢が急激に悪化してしまい、そこで政府は「経済難局克服総合対策」（2008年11月）を発表するとともに、大規模の財政投入による応急的な失業対策へと、政策方向を急旋回しなければならなかった（ユン・ウンジュン／ソ・ジェマン 2010：25-26）。「希望勤労事業」と名づけられたIMF危機のさいの公共勤労事業に類似した短期的な失業対策が、その中心となって展開されたが、その一方では、「経済危機によって民間企業の雇用創出能力が低下し、また短期的な失業対策も限界を呈している現時点で、雇用創出政策としての社会的企業が大きな意味をもつ」（労働部 2010：49）という認識のもとで、以前からの社会的雇用事業や社会的企業に対する財政支援を大幅拡大し、また事業の規模も種類も増やしていった。

2010年になると、雇用情勢がある程度回復したという判断から、これまでの失業や雇用関係の諸事業・政策を再整備しつつ本格的な雇用創出政策の樹立・推進に取り組んだ。毎月「国家雇用戦略会議」（2010年1月から）を開催し、その成果として2010年前半には「2010雇用回復プロジェクト」をまとめ、後半にはそれをふまえて、同政権の雇用創出政策の核心戦略として「2020国家雇用戦略」を発表するに至る。

「2020国家雇用戦略」の発表後1年しか経っていない現在の時点（2011年11月）で、その具体的な内容や展開過程を正確に評価することは難しい。しかしながら、同戦略における第1戦略として「雇用親和的経済産業政策」が示され、その戦略の推進のための重要な課題として「社会的企業の育成」が位置づけられていることは注目に値する（労働部 2011：42-43）。この間、「韓国型ニューディール」のような李明博政権の経済・産業政策に対して、「市場万能主義」や「環境破壊」といった批判、また経済のグローバル化やサービス産業化の時代におけるその実効性に対する疑問が寄せられるなか、前政権から推進してきた社会的企業に対して再評価をすることになったと思われる。

実際、同戦略の推進のなかで、社会的企業の発掘・育成のための「韓国社会的企業振興院」という専門機関を設置したり（2010年12月31日設立、2011年1月17日業務開始）、地方自治体に社会的企業の育成と支援に関する条例の制定を促進したり、さらには、いまま

16) この点については金成垣（2008b）を参照されたい。

での各種支援政策にくわえ、中小企業経営支援のための財政の一部を社会的企業へと回したりするなど、社会的企業に対する各種の支援・育成政策が、前政権と同様あるいはそれ以上に活発に展開されてきている（労働部 2011：63～64）¹⁷⁾。

Ⅲ. 後発福祉国家としての韓国

1. 「20 世紀型完全雇用政策」と「21 世紀型完全雇用政策」

以上では、2000 年代に入ってから韓国で活発に展開された雇用創出政策をみてきた。その展開過程を簡単にまとめると次のようである。

1990 年代末の IMF 危機によって発生した失業・貧困問題をきっかけに、韓国は雇用保障と社会保障を両軸とする福祉国家体制の整備に乗り出した。雇用保障にかぎってみると、IMF 危機がある程度収まった 2000 年代初頭に入って、危機のさいの応急的で臨時的な失業対策事業は、中長期計画にもとづく経済成長政策によってより積極的に雇用を創出・拡大しようとする雇用創出政策へと転換していく。その代表的なものが 2004 年の「雇用創出総合対策」であった。同対策は、当時の経済や産業構造を反映するかたちで、サービス産業部門を中心とした経済成長政策および産業育成政策を通じて、民間企業における雇用の創出・拡大を目標としてスタートした。同対策の展開過程のなかで、核心政策としてとくに注目されたのは、社会サービス分野における雇用を創出する社会的雇用事業であったが、ただしこの事業の運営は、社会サービスというその性質上、民間企業の経営には任せざるわけにいかず、政府の財政支援に頼るしかなかった。社会サービスを提供する非営利団体に対する莫大な財政投入によって社会的雇用事業が展開されるが、2007 年には、それを持続可能なものにするための「社会的企業育成法」の制定によって、社会的企業が雇用創出政策の重要な担い手となる。2010 年には、社会的企業の育成・支援政策を重要課題の 1 つとする「2020 国家雇用戦略」が発表され、今日に至るまで、その社会的企業に対する各種の支援・育成政策とともに、そこでの雇用の創出と拡大をめざす雇用創出政策が活発に展開されてきている。

それでは、以上のように展開されてきた韓国の雇用創出政策はいかに特徴づけられるのであろうか。西欧諸国や日本などの先進国が、20 世紀前半以降の福祉国家体制の整備期に、

17) 2007 年から 2010 年まで、雇用労働部から認定を受けた社会的企業は 514 社（このうち、廃業企業は 13 社）である。そこに雇用されている人は、2010 年の時点で 12,146 人である（雇用労働部・社会的企業研究員 2010：14-16）。

雇用創出政策として推進した完全雇用政策と、20世紀末の福祉国家体制の整備後、21世紀初頭に入って本格的に展開された韓国の雇用創出政策とは、明らかに異なるものであった。両方とも、雇用の創出・拡大を最大の目標としつつ完全雇用をめざしたという点では共通しており、この意味において、韓国の雇用創出政策も一種の完全雇用政策であったといえる。しかしながら、具体的な政策内容からは重要な違いを見出すことができる¹⁸⁾。

まず第1に、どの部門において雇用の創出や拡大がはかられたかという点である。雇用の場を拡大するためには、当然ながら、その時のリーディング産業を育成し発展させなければならない。西欧諸国や日本で完全雇用政策が本格的に展開された戦後のリーディング産業は、いわゆる重化学工業を中心とした製造業であった。その製造業部門に対する各種の保護育成政策を行うことによって経済を成長させ、そこでの雇用の創出と拡大をめざすのが、戦後の完全雇用政策の核心であった。いうまでもなくこのような完全雇用政策は、工業化時代であったからこそ推進できた政策である。しかしながら、西欧諸国や日本に比べてはるかに遅れて、サービス産業時代に福祉国家体制の整備に乗り出した韓国においては、そのような工業化時代の政策を選択できる余地はまったくなかったといってよい。「雇用創出総合対策」にみられるように、韓国の完全雇用政策は、サービス産業部門を中心にそこでの雇用創出・拡大をめざすものであった。

第2に、このような雇用創出や拡大の重点部門の違いは、当然ながら、雇用創出の担い手の相違としてもあらわれる。戦後の完全雇用政策の重点分野である製造業部門、なかでも重化学工業分野は、巨大産業であるがゆえ、主に株式会社形式を採用した大企業が中心であった。この民間の大企業に対して、政府は資金調達のための金融財政政策、税制上の優遇措置や貿易融資、製品の生産・管理のための工業用地の提供まで、多様な保護育成政策を行い、さらにその大型化をはかりつつ、それらの大企業を主な担い手とした雇用の創出と拡大をすすめた。これに対して、韓国の完全雇用政策の主な担い手は、サービス産業なかでも社会サービス分野のいわゆる非営利団体、後には社会的企業であった。上記のように、それに対する人件費や運営費、設立・運営に必要な敷地購入費・施設費の支援、また法人税・相続税の減免など、さまざまな支援・育成政策によって雇用創出がはかられるが、その雇用創出の担い手としての社会的企業は、民間企業でもなくまた政府機関でもなく、いうならばサードセクターとして位置づけられるものである。

第3に、重化学工業を中心とした製造業部門で雇用の拡大をめざしていた戦後の完全雇用政策のなかには、「経済成長」という政策理念が強く抱えられていた(馬場 1997:3:211:225)。しかしながら、サービス産業部門とくに社会サービス分野での雇用の拡大を

18) 以下の西欧諸国や日本の完全雇用政策についての記述は、主に馬場(1997)と田多(2010)を参照している。

はかる韓国の完全雇用政策には、その経済成長という政策理念が入り込む余地がなかった。もちろん、「雇用創出総合対策」の当初の政策構想には、サービス産業の育成保護政策による経済成長という目標が含まれていたが、すでにみてきたように、社会サービス分野を中心に、しかも社会的企業といったサードセクターが担い手となって展開された政策に、工業化社会でみられたような経済成長は期待できない。現在の李明博政権では、社会的企業の運営に対して「競争」や「効率」または「市場」の原理を導入しようとする動きもみられているが、社会サービスの分野である以上、その実現可能は未知数である。それらの原理を入れたとしても、社会サービス分野で経済成長が導かれるとは考えられにくい。さらに付け加えるならば、経済成長が見込めないかぎり、そこから生まれる雇用の質もまた持続可能性も問われることになるだろうが、この問題についての詳しい検討は別稿に委ねたい。

以上のように、韓国の完全雇用政策と西欧諸国や日本でみられた完全雇用政策とでは、雇用創出・拡大の重点部門、その担い手、そして経済成長という政策理念の有無やその実現可能性の可否などといった側面において、大きな違いをみられる。西欧諸国や日本の完全雇用政策との対比でみる韓国の完全雇用政策の特徴は、一言でいうと、サービス産業部門においてサードセクターを担い手とした、経済成長の政策理念を含まない（含めない）雇用創出・拡大の政策とすることができる。「韓国型完全雇用政策」ともいうべきこれらの特徴は、いうまでもなく、韓国が他の先進国に比べて遅れて福祉国家体制の整備に乗り出した後発福祉国家であったがゆえにあらわれたものなのである。

現在の時点で、以上のような後発福祉国家としての韓国の完全雇用政策を、先発福祉国家でみられた完全雇用政策のように一般化することは難しいかもしれない。しかしながら、本稿でみてきた韓国の経験が明らかに示しているのは、グローバル化によって重化学工業を中心とした国内の製造業が衰退しつつある 21 世紀のサービス産業時代において、政府が政策として雇用の創出と拡大をはかろうとした場合、20 世紀の工業化時代における完全雇用政策のような政策をとることは決してできないし、仮にとったとしてもその実効性を担保することはできない、ということである。この意味において、本稿で検討した後発福祉国家としての韓国における完全雇用政策のあり方は、先発福祉国家にみられた、いうならば「20 世紀型完全雇用政策」とは明確に区別される「21 世紀型完全雇用政策」として位置付けてよいであろう¹⁹⁾。

19) ここで、日本にみられた「20 世紀型完全雇用政策」について 1 つ重要な事実を指摘しておかなければならない。すなわち、正確にいえば、戦後日本における福祉国家体制の整備期にみられた雇用創出政策は、西欧諸国の完全雇用政策と同様のものではなかった。日本でも、西欧諸国と同様、重化学工業の成長によって雇用の創出と拡大をはかるという完全雇用政策が行われたことは事実であるが、他方で、その完全雇用政策と並んで、競争力の弱い中小企業や農業等自営業に対する保護政策も積極的にすすめられていた。それによって中小

2. 社会保障とのかかわりと今後の課題

以上、20世紀末に遅れて福祉国家体制の整備に乗り出した韓国が選択した、あるいは選択をせざるを得なかった雇用保障政策のあり方を、後発福祉国家という文脈から明らかにした。

冒頭で指摘したように、韓国の福祉国家体制に対する従来の研究においては、雇用保障政策についての関心がほとんどみあたらない。社会保障政策のみがその分析対象となって、そこから韓国の福祉国家体制の特徴を見出す議論が主流であった。しかしながら、そもそも福祉国家体制が、雇用保障と社会保障という両軸から構築・展開されてきたことを認識するのであれば、社会保障の分析だけで、福祉国家体制の特徴が十分にとらえられるとはいいにくい。むしろ雇用保障との関連を視野に入れて分析することによって始めて、全体としての福祉国家体制の特徴が明確なたちであらわれると考えられる。

このような問題関心をふまえ、雇用保障政策と社会保障政策の両方を視野に入れて韓国の福祉国家体制を分析することが、今後の重要な研究課題となるが、ここで本稿の最後に、その課題に取り組むための重要な方法論的論点を提示しておきたい。その論点は、福祉国家体制における雇用保障と社会保障の位置づけやその関係性とかかわるものである。

すなわち、福祉国家体制が雇用保障政策と社会保障政策を両軸にするものといっても、その両政策は同等の位置にあるものではない。第1節で検討した資本主義社会における福祉国家体制の歴史的意味からすれば、福祉国家体制のなかで、雇用保障は「労働力の商品化」を、社会保障は「労働力の脱商品化」を支援あるいは保障するものということができるが、資本主義である以上、「労働力の商品化」、つまり労働により所得を得て生活を営んでいくということが大前提であり、それゆえ、その「労働力の商品化」を支援する雇用保障政策の方が、あくまで福祉国家体制の第1線での役割を果たすことになる。これに対して、「労働力の脱商品化」を保障する社会保障政策は第2線、つまり失業や病気などによって一時的に所得を喪失した場合、あるいは加齢や障害などによって労働を持続することが困難になった場合にはじめて、その役割を発揮するものである²⁰⁾。福祉国家体制が資

企業や自営業の経営を安定させ、そこでの雇用が守られてきたが、このことについて、西欧諸国の「完全雇用」とは異なる日本特有の「全部雇用」の実現がいわれたのは、よく知られている（経済企画庁 1957：35；野村 1998）。日本の福祉国家体制におけるその「全部雇用」のもつ意味やそれと社会保障制度との関係性、さらにはそれによってもたらされた全体としての福祉国家体制の特徴については、金成垣（2011）で詳しく検討している。

20) この点については、田多（2009；2010）が歴史的な視点から考察を行っている。福祉国家体制は雇用保障を主軸として、社会保障を副軸として成立したが、その後、産業・就業構造や人口構造の変化によって、主軸としての雇用保障の役割が弱体化しつつ、副軸であった社会保障が主軸になりつつあるという。

本主義を前提として成立している以上、社会保障が雇用保障より前面に出ることはけっしてなく、雇用保障と社会保障とが、それぞれ主軸と副軸として連携して福祉国家体制を構成するのである。

このようにみると、福祉国家体制のなかで、副軸としての社会保障のあり方は、主軸としての雇用保障のあり方に大きく左右されることになるといえる。すなわち、社会保険や公的扶助の具体的な制度構成やそのための財政調達を含む制度運営方式などは、それぞれの福祉国家において人々がいかなるかたちで働いているのか、つまり、農業中心か工業中心か、製造業中心かサービス業中心か、大企業中心か中小企業中心か、さらには正規職中心か非正規職中心か等々といった産業・雇用構造のあり方、またそのなかにおける性別役割分業構造のあり方に強く規定されることになるのである。

たとえば、現に後発福祉国家としての韓国にみられている社会保障制度の整備過程をみると、とくに社会保険の分野において、当初、労働者保険と地域保険という2本立てで導入された年金や医療保険は、「21世紀型完全雇用政策」にみられるような雇用構造に起因して、皆保険・皆年金体制の成立段階で、単一制度へと改革しなければならなかった。工業化時代に典型的にみられた労働者保険が、サービス産業時代における韓国では、うまく運営できなかったからである。この社会保険の改革だけでなく、一般財源による基礎老齢年金の導入、EITCなどの新しい失業・貧困対策の導入、また多様な家族サービスの導入など、近年の社会保障制度の全般的な改革の状況をみると、「21世紀型完全雇用政策」と深くかかわりのなかで展開されていることに気づく。

このような問題を明らかにしながら、全体としての韓国の福祉国家体制の特徴を探るためには、本稿でとりあげた雇用保障政策についてのさらに詳しい検討とともに、それとの関連で、社会保障の諸制度・政策を詳細に分析することが求められる。この点を今後の研究課題として指摘し、ここでひとまず論を閉じることにしたい。

参考文献

日本語

- イ・ヘギョン (2006) 「現代韓国社会福祉制度の展開」 武川正吾／イ・ヘギョン編『福祉レジームの日韓比較——社会保障・ジェンダー・労働市場』 東京大学出版会。
- 岡本英男 (2005) 『福祉国家の可能性』 東京大学出版会。
- 株本千鶴 (2006) 「経済危機後の韓国における雇用政策——『社会的イリチャリ創出事業』が志向するもの」 『現代韓国朝鮮研究』 第6号。
- 環日本海経済研究所 (2010) 『韓国経済の現代的課題』 日本評論社。
- 金成垣 (2008a) 『後発福祉国家論——比較のなかの韓国と東アジア』 東大出版会。
- 金成垣 (2008b) 「李明博政権の福祉政策——方向転換か変わらぬ道か」 『Int'lecowk：国際経済労働研究』 11・12月号。
- 金成垣 (2011a) 「韓国における若者の生活困難と社会保障①～③」 『月刊福祉』 2011年2～4月号。
- 金成垣 (2011b) 「転換期を迎えた日本の福祉国家」 (社会政策学会第123回大会報告文, 2010年10月8日, 京

都大学).

経済企画書 (1957)『経済白書昭和二三版』至誠堂.

武川正吾 (2007)『連帯と承認—グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会.

佐美光彦 (1994)「段階論とは何か」『経済学論集』第 60 巻第 3 号.

田多英範 (1994)『現代日本社会保障論』光生館.

田多英範 (2010)「日本における福祉国家の変容—第 1 ステージから第 2 ステージへ」, 金成垣編『現代の比較福祉国家論—東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房.

鄭武權 (2006)「韓国の開発主義国家レジーム」社会政策学会編『東アジアにおける社会政策学の展開』法律文化社.

馬場広二 (1997)『新資本主義論—視角転換の経済学』名古屋大学出版会.

野村正実 (1998)『雇用不安』岩波書店.

宮本太郎 (2003)「福祉レジーム論の展開と課題—エスピン・アンデルセンを超えて?」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房.

横田伸子 (2011)「1990 年代以降の韓国における労働力の非正規化とジェンダー構造」『大原社会問題研究所雑誌』No. 632.

李蓮花 (2011)『東アジアにおける後発近代化と社会政策—韓国と台湾の医療保険政策』ミネルヴァ書房.

韓国語

関係部処合同 (2004)『仕事創出総合対策』関係部処合同.

雇用労働部 (2010)『2010 年版雇用労働白書』雇用労働部.

雇用労働部 (2011)『2011 年版雇用労働白書』雇用労働部.

労働部 (2002)『失業対策白書—国民の政府 5 年 (1998-2002)』労働部.

労働部 (2004)『2004 年版労働白書』労働部.

労働部 (2005)『2005 年版労働白書』労働部.

労働部 (2006)『2006 年版労働白書』労働部.

労働部 (2007)『2007 年版労働白書』労働部.

労働部 (2009)『2009 年版労働白書』労働部.

雇用労働部・社会的企業研究院 (2010)『社会的企業概要集 501』雇用労働部・社会的企業研究院.

ユン・ウンジュン/ソ・ジェマン (2010)『外換危機以降における仕事創出政策の成果と課題』国会予算政策処.

ジョン・ピョンユ他 (2005a)『雇用なき成長に対する対応戦略研究 I』韓国労働研究院.

ジョン・ピョンユ他 (2005b)『雇用なき成長に対する対応戦略研究 II』韓国労働研究院.

チョン・ムゴン (鄭武權) (2007)「韓国発展主義生産レジームと福祉レジームの形成」『韓国社会政策』14 (1) (韓国語文献).

ホ・ジェジュン (2007)『韓国経済の構造変化とサービス業雇用』韓国労働研究院.

ファン・スギョン他 (2010)『経済危機と雇用』韓国労働研究院.

英語

Esping-Andersen, G. (1990) *Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press.

Holliday, I. (2000) "Productive Welfare Capitalism: Social Policy in East Asia" *Parties and Policies* Vol. 48.

Holliday, I. & P. Wilding, (eds.) (2003) *Welfare capitalism in East Asia: Social policy in the Tiger Economies*, Palgrave Macmillan.

Kwon, H. J. (2005) "Transforming the developmental welfare state in East Asia", *Development and Change*, 36 (4).

Mishra, Ramesh (1999) *Globalization and the welfare state*, Edward Elgar.

Porlanyi, K. (1957) *The Great Transformation*, Beacon Press.